

令和6・7年度のモデル世帯の保険料算定(年額)

(各年度4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方)

令和6・7年度 均等割額 48,903円 所得割額 9.82%(激変緩和措置(令和6年度) 9.07%)

	①		②		③		④	
	基礎年金77万円 (単身世帯)		厚生年金 201万円 (単身世帯)		夫婦とも基礎年金 基礎年金77万円 (二人世帯の場合)		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 77万円 (夫婦の二人世帯の場合)	
					夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額	(77-110)<0		(201-110)-43=48		(77-110)<0	(77-110)<0	(201-110)-43=48	(77-110)<0
②均等割軽減区分	7割軽減		2割軽減		7割軽減		5割軽減	
③基準所得金額(①より)	0		480,000		0	0	480,000	0
R6 ④所得割額(③が58万円以下の場合:③×9.07%)、 (③が58万円超の場合:③×9.82%)	0		43,536		0	0	43,536	0
⑤均等割額	14,670		39,122		14,670	14,670	24,451	24,451
⑥保険料額(④+⑤)	14,670円		82,658円		14,670円	14,670円	67,987円	24,451円
R7 ④所得割額(③×9.82%)	0		47,136		0	0	47,136	0
⑤均等割額	14,670		39,122		14,670	14,670	24,451	24,451
⑥保険料額(④+⑤)	14,670円		86,258円		14,670円	14,670円	71,587円	24,451円

	⑤		⑥		⑦	
	夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 30万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 50万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 110万円 (夫婦の二人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額	(77-110)<0 +30-43<0	(77-110)<0	(77-110)<0 +50-43=7	(77-110)<0	(77-110)<0 +110-43=67	(77-110)<0
②均等割軽減区分	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
③基準所得金額(①より)	0	0	70,000	0	670,000	0
R6 ④所得割額(③が58万円以下の場合:③×9.07%)、 (③が58万円超の場合:③×9.82%)	0	0	6,349	0	65,794	0
⑤均等割額	14,670	14,670	24,451	24,451	39,122	39,122
⑥保険料額(④+⑤)	14,670円	14,670円	30,800円	24,451円	104,916円	39,122円
R7 ④所得割額(③×9.82%)	0	0	6,874	0	65,794	0
⑤均等割額	14,670	14,670	24,451	24,451	39,122	39,122
⑥保険料額(④+⑤)	14,670円	14,670円	31,325円	24,451円	104,916円	39,122円

	⑧		⑨		⑩	
	夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 77万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫-厚生年金 300万円 妻-基礎年金 77万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 世帯主=子 所得 390万円 子は、国保加入者 (夫婦と子の三人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額	(201-110) +100-43=148	(77-110)<0	(300-110) +100-43=247	(77-110)<0	(77-110)<0	(77-110)<0
②均等割軽減区分	軽減なし		軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)	1,480,000	0	2,470,000	0	0	0
R6 ④所得割額(③が58万円以下の場合:③×9.07%)、 (③が58万円超の場合:③×9.82%)	145,336	0	242,554	0	0	0
⑤均等割額	48,903	48,903	48,903	48,903	48,903	48,903
⑥保険料額(④+⑤)	194,239円	48,903円	291,457円	48,903円	48,903円	48,903円
R7 ④所得割額(③×9.82%)	145,336	0	242,554	0	0	0
⑤均等割額	48,903	48,903	48,903	48,903	48,903	48,903
⑥保険料額(④+⑤)	194,239円	48,903円	291,457円	48,903円	48,903円	48,903円

	⑪		⑫		⑬	
	被用者保険の被扶養者であった方 本人-基礎年金 77万円 子(世帯主) 社会保険加入 所得 498万円		所得の多い方 厚生年金 300万円 給与所得 500万円 不動産所得 700万円		土地を収用された方 分離長期譲渡所得 2,000万円 特別控除 2,000万円 基礎年金 77万円	
	資格取得から2年未満		資格取得から2年以上			
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-基礎控除額	かからない ※現在の本人所得が多額になった 場合でもかかりません		(300-110)+500+700-43=1,347		(2,000-2,000)+(77-110)-43<0	
②均等割軽減区分	5割軽減	軽減なし	軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)	0	0	13,470,000		0	
R6 ④所得割額(③が58万円以下の場合:③×9.07%)、 (③が58万円超の場合:③×9.82%)	0	0	1,322,754		0	
⑤均等割額	24,451	48,903	48,903		48,903	
⑥保険料額(④+⑤)	24,451円	48,903円	730,000円(上限)		48,903円	
R7 ④所得割額(③×9.82%)	0	0	1,322,754		0	
⑤均等割額	24,451	48,903	48,903		48,903	
⑥保険料額(④+⑤)	24,451円	48,903円	800,000円(上限)		48,903円	